

防火管理者選任（解任）届出書に関する法令等の補足説明

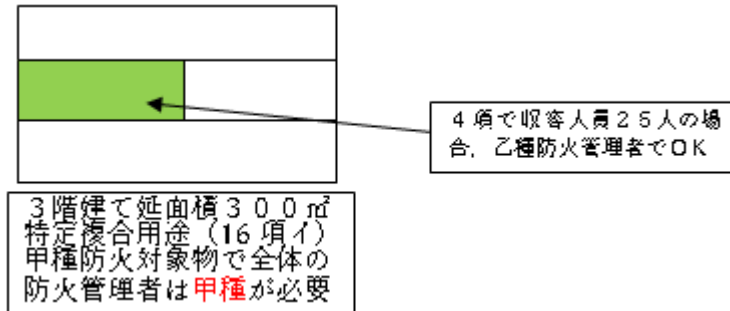
[令第3条第3項]

甲種防火対象物で管理権原が分かれており、占有する部分（防火管理する範囲の部分）が下記の収容人員の場合は、選任される者が乙種防火管理講習修了者でも管理権原者は、その者を防火管理者に選任することができます。

【甲種防火対象物でも乙種防火管理講習で選任できる部分】

占有する部分の用途	収容人員の条件
6項ロ，6項ロを含む16項イ	収容人員10人未満
1～4項，5項イ，6項イ，ロ，ハ，9項イ，16項イ	収容人員30人未満
上記以外の項	収容人員50人未満

例)



[令第3条]

下記による経歴のある者のなかで、防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者は、甲種防火対象物の防火管理者になれます。

令第3条第1項

- (ロ) 学校教育法による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、1年以上防火管理の実務経験を有するもの。
- (ハ) 市町村の消防職員で、消防士長以上又は技術吏員で係長以上に1年以上あった者
- (ニ) 総務省令（規則第2条）で定める防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

[規則第2条]

- 第1号・・・労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者として選任された者
- 第1の2号・・・防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けているもの
- 第2号・・・危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの
- 第3号・・・鉱山保安法第22条第3項の規定により保安管理者又は保安統括者として選任された者
- 第4号・・・国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、1年以上管理的又は監督的な職にあった者（**係長以上又は係長相当以上**）
- 第5号・・・警察官又はこれに準ずる警察職員で、3年以上管理的又は監督的な職にあった者（**巡查部長以上**）
- 第6号・・・建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、1年以上防火管理の実務経験を有するもの
- 第7号・・・市町村の消防団員で、3年以上管理的又は監督的な職にあった者（**班長以上**）
- 第8号・・・前各号に準ずるものとして消防庁長官が定める者